

人口動態調査票及送致目録作成心得

中改正

昭和十六年五月五日付官報を以て内閣訓令第三號として布告された人口動態調査票及送致目録作成心得中改正に關する規定を掲げれば次の如くである。

人口動態調査票及送致目録

作成心得中改正 (昭和十六年五月五日)

(内閣訓令第三號)

第十第一號第一項ヲ左ノ如ク改ム

一 種別欄ニハ妻カ夫ノ籍ニ入ル普通ノ婚姻ノ場合

ニハ婚姻届書ニ別段ノ記載ナキモ夫カ妻ノ籍ニ入

ル入夫婚姻及増養子婚姻ノ場合ニハ婚姻届書ニ其

ノ旨ノ記載シアルヲ以テ右ノ區別ニ從ヒ「普通」

「入夫」又ハ「婿養子」ト印刷シアル文字ノ右側ニ圈

點ヲ附シ婿養子縁組入夫婚姻ノ場合ニハ婚姻届書

ニ其ノ旨記載シアルヲ以テ「入夫」「婿養子」ト印刷

シアル五字ヲ一ノ圓ヲ以テ圍ムヘシ

昭和十五年度國勢調査確定人口數の

發表

昨昭和十五年十月一日現在を以て施行された國勢調査結果の確定人口は昭和十六年四月十八日付官報を以て發表されたが、右發表に關する内閣統計局人口課長の談話を掲ぐれば以下の如くである。

内閣統計局人口課長談

四月十八日の官報を以て昨昭和十五年十月一日に施行せられました國勢調査の人口確定數が告示發表せら

れました。

今次の國勢調査に於きましては、調査の時期たる昭和十五年十月一日の午前零時に、帝國版圖内に現在し

た者は内地人、外地人、外國人何れたるを問はず全部洩れなく調査せられましたことは勿論であります。が、現役軍人、應召軍人、軍屬等の人々は、假令其の人々

が帝國版圖外に在りましても、夫々の緣故關係世帯より、其の世帯に現在するものとして、申告せしめる特

別の方針に依りました爲めに、今回發表の確定人口中には、これ等の人々を全部含んでゐるのであります

て、必ずしも調査の時期に當該地域に現在した人口數と同じくないのであります。此の點が從來のやり方と異つてゐるのでありますから、今回の人口數を見て之を利用するに當つては、其の點に御注意を御願ひし度いのであります。

今次國勢調査の結果に據れば内地、朝鮮、臺灣、樺太、更に關東州、南洋群島をも包括した帝國全版圖の

人口は、總數一〇五、二三六、一〇一人であつて、その

内譯は男五二、八九六、八六二人、女五一、三一九、二三九人となつて居ります。又内地の總人口は七三、一一四、三〇八人であります。今、大正九年第一回以來各

回國勢調査にあらはれたる人口增加の趨勢を見ますと次の通りであります。

調査年次	全版圖 人口	内地 人口
大正九年	七三、一七六、七三一	五、九三、〇五五
大正十四年	七三、一七六、八三一	五、七三、六三三
昭和五年	九、四二、四一〇	六、四〇、〇〇〇

調査年次	大正十四年に對する 増加割合		昭和五年に對する 増加割合	
	大正九年に對する 増加割合	昭和五年に對する 増加割合	大正十四年に對する 増加割合	昭和五年に對する 増加割合
大正九年	六、五〇、二六六 人	五、七三、七九〇 %	六、五〇、二六六 人	七、五三、七六三 %
大正十四年	六、五〇、二六六 人	五、七三、六三三 %	七、五三、七九〇 %	七、五三、七六三 %
昭和五年	九、四二、四一〇	六、四〇、〇〇〇 人	七、五三、七六三 %	七、五三、七六三 %

